

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年12月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県（評価検査課から〇〇部〇〇部〇〇）に、〇〇土地改良区（事前検査）に関するFAXされた書類と、11月の通信記録書類（出入全部）（以下「請求①」という。） 2. 監察課より〇〇に対して、聞き取り事前検査情報を流した件。それに対する伺い報告書（以下「請求②」という）（〇〇部〇〇、評価検査課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年1月9日、実施機関は、本件請求に対して「公開請求に係る公文書を保有していないため。」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を部分公開制限するのは可笑しい。県の枉法行為を確認した為。

3 審査請求の補正

公開請求時に県（評価検査課から〇〇部）からFAXされた書類と11月の通信記録に対しての書類と特定し、それを南総第25564号（拒否決定処分）に対して、審査請求（H30年1月30日付け）でしたが、本来あるべき書類（担当〇〇）が受け取って、〇〇土地改良区に、その場でFAXしたと証言したものを、公開請求したものである。それを隠ぺい及び隠す行為は、正に枉法行為であると確認した。

第4 実施機関の説明要旨

(1) 本件処分の根拠条文

本件処分は条例第7条第2号に該当するため公開請求を拒否したものである。

(2) 条例第7条の趣旨

本条は、一定の場合には、公開を求められた文書について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することが出来る旨を定めたものである。

(3) 本件処分の理由

当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

(ア) 本件請求のうち、「1 県（評価検査課から〇〇部〇〇部〇〇）に、〇〇土地改良区（事前検査）に関するFAXされた書類と、11月の通信記録書類（出入全部）」について〇〇部総合県民局〇〇部〇〇（以下「〇〇部〇〇」という。）は、評価検査課よりFAXで書類を受領した事実はない。

また、審査請求人は補正書において、「担当〇〇が受け取って、〇〇土地改良区にその場でFAXしたと証言した」と記載しているが、そのような事実はない。よって〇〇部〇〇では、評価検査課からFAXされた書類は存在しない。

また、「11月の通信記録書類（出入全部）」とは、〇〇部〇〇のFAXの利用を全て記録した書類と推測されるが、〇〇部〇〇ではそのような書類を保存しておらず、また保存を必要とする規程も存在しない。

(イ) 本件請求のうち、「2 監察課より〇〇に対して聞き取り事前検査情報を流した件、それに対する伺い報告書」については、報告書を作成した事実はない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年4月11日	諮問
令和5年9月21日 第2部会（第4回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求の対象である請求①及び請求②に関する公文書について、公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在であると主張している。以下、公文書の保有の有無について検討する。

2 請求①及び請求②の公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書にて、請求①について、評価検査課より F A X で書類を受領した事実がないと主張しており、審査請求人が主張している「担当〇〇が受け取って、〇〇土地改良区にその場で F A X したと証言した」ことについても、そのような事実は存在しないと主張している。また、請求②については報告書を作成した事実はないと主張している。

実施機関の組織・権限に関する規程等を確認したところ、所掌している事務に国庫補助事業などの農地に関するものや土地改良区の行う事業に関する事務があることは見受けられるが、評価検査課が行う農林水産団体の事前検査に関する事務はなかった。

よって、〇〇部総合県民局〇〇部〇〇は評価検査課の行う事前検査に関する事務を所掌していない。また、評価検査課から事前検査の情報を伝達する特別な事情があるとは認められないことから、請求①の公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

監察課の実施する調査は通報等に基づく非違行為や法令違反についての調査である。仮に、監察課が職員個人の非違行為や法令違反についての調査を行っていたとしても、職務外の事案の調査に係る監察課の聴取について実施機関として報告書を作る必要があるとは認められないことから、請求②の公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	